

(中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録)

第十一條 経済産業大臣は、中小企業者がその経営資源に関する適切な経営の診断及び経営に関する助言（以下単に「経営診断」という。）を受ける機会を確保するため、登録簿を備え、中小企業の経営診断の業務に従事する者であつて次の各号のいずれかに該当するものに関する事項を登録する。

一 次条第一項の試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有するもの認められる者で、経済産業省令で定めるもの

三 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、経済産業省令で定める。

(中小企業の経営診断の業務に従事する者による試験)

第十二条 経済産業大臣は、中小企業の経営診断の業務に従事する者の資質の向上を図るために、中小企業の経営診断に関する必要な知識についての試験を行う。

2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財團法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、前項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員みなす。

5 第一項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

6 前項の受験手数料は、経済産業大臣が行う第一項の試験を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定試験機関がその試験事務を行う同項の試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

7 経済産業大臣は、指定試験機関が一般社団法人又は一般財團法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

8 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められたとき。

二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。

三 前各項に定めるものほか、第一項の試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(認定情報提供機関)

第十三条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「情報提供業務」という。）を行う者であつて、情報提供業務の内容及び実施体制に関する事項（該当情報提供業務の実施に当たつての情報提供業務の内容及び実施体制に関する事項並びに情報提供業務の実施に当たつて配慮すべき事項（当該情報提供業務の実施に当たつての中小企業基本法第一条第五項に規定する小規模企業者に対する配慮に関する事項を含む。））に認定情報提供機関は、前項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(改善命令)

第十四条 経済産業大臣は、認定情報提供機関の情報提供業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、その認定情報提供機関に対し、その改善に必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第十五条 経済産業大臣は、認定情報提供機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第十六条 第十三条规定の認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財團法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条においては「認定一般社団法人等」という。）であつて、情報提供業務の実施に必要な資金に係る中

ハ 中小企業の事業活動の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百六号）第三条第一項又は第三条の二第二項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の政法人をいう。）その他の者の当該協力の内容及びその実施の状況に関するもの

二 前号に掲げる業務に関し、中小企業者の依頼に応じて助言を行うこと。

二 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 情報提供業務に関する次に掲げる事項

イ 情報提供業務の内容

ロ 情報提供業務の実施体制（情報提供業務に係る情報の管理の方法を含む。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(報告及び検査)

第十七条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、情報処理に関する専門家の派遣その他情報提供業務の運営に関する必要な協力の業務を行う。

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、その行う中 小企业支援事業に関する情報の提供その他情報提供業務の運営に關し必要な協力の業務を行う。

第十九条 経済産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十条 経済産業大臣は、認定情報提供機関に対し、情報提供業務の実施状況について必要な報告を求めることができ。

2 経済産業大臣は、認定情報提供機関に對し、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定により立入検査を行う職員は、その財産の価額の二分の一以上が中小企業者によつて拠出されているものに限る。以下この条においては「認定一般社団法人等」という。）であつて、情報提供業務の実施に必要な資金に係る中

4 第一項の規定による権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十一条 第十二条规定の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十二条第八項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行

為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 抄

(施行期日) 第三条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 抄

(施行期日) 第四条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 抄

(施行期日) 第五条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 抄

(施行期日) 第六号 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 抄

(施行期日) 第七号 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 抄

(施行期日) 第八号 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 抄

(施行期日) 第九号 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 抄

(施行期日) 第十号 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二年三月三一日法律第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して七年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して十一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して十三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して十五年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して十七年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して十九年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設けること等)に改める部分に限る)。第六条の改正規定(同条第一項中、「経営の診断を担当する者の資格」を削る部分並びに同条第二項及び第三項を削る部分に限る)、本則に六条を加える改正規定及び次条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という)の成立の時から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という)の成立の時から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月二日法律第三号抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第七八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第七五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第七二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第七一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第七〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十五年五月三一日法律第二号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条から第五条まで、第九条、第十一条（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）附則第十二条から第十六条までの改正規定に限る。）及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十五年六月一一日法律第五号）抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第二条 第二条の規定による改正前の中小企業支援法（中小企業支援法（平成二十一年三月三十一日（中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置）附則第五条の規定））の規定（第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十七条から第二十五条までの規定）は、平成二十九年三月三十一日</p> <p>（中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）</p> <p>第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。（検討）</p> <p>第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況</p>	<p>第二条 第二条の規定による改正前の中小企業支援法（中小企業支援法（平成二十一年三月三十一日（中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置）附則第五条の規定））の規定（第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十七条から第二十五条までの規定）は、平成二十九年三月三十一日</p> <p>（中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）</p> <p>第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。（検討）</p> <p>第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況</p>

を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

<p>附 則（平成二十五年一二月一一日法律第六八号）抄</p> <p>（施行期日）</p>
--

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
--

1
（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

<p>第一条 この法律は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（附則第三条において「議定書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（附則第三条において「議定書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p>
